

【参考資料 1】

○あま市歯と口腔保健推進協議会要綱

平成25年6月3日

告示第114号

(設置)

第1条 あま市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成22年あま市条例第189号)に基づき、市の歯と口腔保健事業を市民、歯科医師等、関係機関及び事業者が連携し、総合的かつ計画的に推進するため、あま市歯と口腔保健推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市歯と口腔保健計画の策定に係る基本的な事項の調査及び検討に関すること。
- (2) あま市歯と口腔保健計画の推進及び評価に関すること。
- (3) その他市の歯と口腔保健事業について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健医療関係者代表
- (2) 教育関係者代表
- (3) 社会福祉関係者代表
- (4) 地域団体関係者代表
- (5) 関係行政機関代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会の会議は、会長が議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年6月3日から施行する。